

【 特殊定期健康診断 】

■ 石綿健康診断(石綿障害予防規則第 40 条)

一定の石綿業務（※下記 1）に常時従事する労働者に対しては、雇用の際、当該業務への配置替えの際及びその後 6 か月以内ごとに 1 回、定期に、次の項目の健康診断を実施しなければならない。
また、在職労働者で、過去に一定の業務（※下記 2）に従事させたことのある者に対しても同様の健康診断を実施しなければなりません。

※下記1の業務

第 22 条第 1 項第 3 号の業務(特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試用研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る)

※下記2の業務

令第 22 条第 2 項の業務(同項第 1 号の 2、第 1 号の 3 若しくは第 8 号に掲げる物若しくは同項第 23 号に掲げる物(同項第 1 号の 2 又は第 1 号の 3 に係るものに限る)又は第 4 項に規定する物に係るものに限る)

必ず実施すべき検査項目

- (1) 業務の経歴の調査
- (2) 石綿による咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚 症状の既往歴の有無の検査
- (3) 咳、痰、息切れ、胸痛等の他覚症状の有無の検査
- (4) 胸部 X 線直接撮影による検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- (5) 作業条件の調査
- (6) 特殊な X 線撮影による検査
- (7) 喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

- 記録保存：40 年（様式第 2 号）
- 報告義務：有（様式第 3 号）